岩手県立盛岡商業高等学校 サッカー部OB会

会 則

岩手県立盛岡商業高等学校サッカー部OB会 会則

第1条(名 称)

本会は岩手県立盛岡商業高等学校サッカー部 OB会(以下「本会」という)と称する。

第2条(所在地)

本会の事務局は次の住所に置く。

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目35番1号 岩手県立盛岡商業高等学校内

第3条(目的)

本会はサッカーを通じ岩手県立盛岡商業高等学校(以下「盛商」という)及び盛商サッカー部の発展を期するため、活動資金、サッカー技術の提供など必要な援助と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 盛商サッカー部の記録、資料等の収集、整理に関すること。
- (2) 盛商サッカー部の活動経費及び施設・設備の整備などの援助に関すること。
- (3) 盛商サッカー部の指導、助言に関すること。
- (4) 会員相互の親睦に関すること。
- (5) その他本会の目的達成ため必要な事業。

第5条(組織)

本会は盛商サッカー部の卒業生及びサッカーを愛好し、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

 会長
 1 名

 副会長
 若干名

 理事
 若干名

 監事
 2 名

 事務局長
 1 名

 事務局員
 1 名

前項に定めるほか顧問を若干名置くことができる。

第7条(役員の職務)

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はあらかじめ会長が 指名した順序に従いその職務を行う。
- (3) 理事は、会の重要な業務について審議し、会の業務推進にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (5) 事務局長は、会員を監督し、事務を処理する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務を処理する。
- (7) 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱し、本会の重要事項について諮問に応ずる。

第8条(役員の選出と任期)

役員は、総会において選出され、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条(会議)

本会の会議は総会及び理事会とする。

第10条(総会)

総会は会長が招集し、その議長となり次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員の選任に関すること。
- (3) 事業の決定に関すること。
- (4) 予算の決定に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

第11条 (理事会)

理事会は必要に応じて会長が招集し、その議長となり次の事項について審議、決定する。

- (1)総会から委任された事項に関すること。
- (2)総会を招集する暇のない緊急事項に関すること。
- (3)総会に付議する事項に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

第12条(会 計)

本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てることとし、会費は年額 10,000 円とする。ただし、盛商サッカー部が全国高等学校サッカー選手権大会に出場が決定した場合には、寄付金として 10,000 円を徴収する。

第13条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 (その他)

本会則の施行について必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に細則を定める。

(附 則) この会則は、昭和63年8月16日から施行する。